別表十五の11の記載要領第1号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条」に改め、同第11号及び第13号を次のように改める。

「中小連結法人の定額控除限度額

2　(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額　(3)　の分子の空欄には、当該連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号において同じ。）の月数を記載すること。」

「支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合

3　「同上のうち接待飲食費の額　(21)」及び　(20)－(21)×50/100　(22)　の各欄は、連結親法人事業年度が平成26年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。この場合において、「支出接待飲食費損金算入基準額　(21の⑤）×50/100　(2)　の欄には、「０」と記載すること。」

別表十六(1)の記載要領第十１号(2)中「租税特別措置法」の次に「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を、「又は」の次に「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を加え、同第十四号を同第十五号とし、同第十三号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号の次に次の１号を加える。

12　「償却不足額(34)－(35)　(36)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第３項若しくは第４項若しくは第42条の12の５第３項若しくは第４項又は第68条の11第３項若しくは第４項若しくは第68条の15の６第３項若しくは第４項の規定の適用を受ける減価償却資産については、記載を要しない。

別表十六(1)の記載要領第十１号(2)中「租税特別措置法」の次に「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を、「又は」の次に「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を加え、同第十四号を同第十五号とし、同第十三号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号の次に次の１号を加える。

12　「償却不足額(38)－(39)　(40)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第３項若しくは第４項若しくは第42条の12の５第３項若しくは第４項又は第68条の11第３項若しくは第４項若しくは第68条の15の６第３項若しくは第４項の規定の適用を受ける減価償却資産については、記載を要しない。

別表十六(11)の記載要領第九号(2)中「租税特別措置法」の次に「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を、「又は」の次に「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を加え、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号を同第十二号とし、同第十号を同第十一号とし、同第九号の次に次の１号を加える。

10　「償却不足額(34)－(35)　(36)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第３項若しくは第４項若しくは第42条の12の５第３項若しくは第４項又は第68条の11第３項若しくは第４項若しくは第68条の15の６第３項若しくは第４項の規定の適用を受ける鉱業用減価償却資産については、記載を要しない。

別表十六(14)の記載要領第11号中「第52条の３」を「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは第52条の３」に改め、「）又は」の次に「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却）若しくは」を加え、同第五号中「記載要領第14号」を「記載要領第15号」に改め、同号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の１号を加える。

3　「償却不足額(37)－(38)　(39)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第３項若しくは第４項若しくは第42条の12の５第３項若しくは第４項又は第68条の11第３項若しくは第４項若しくは第68条の15の６第３項若しくは第４項の規定の適用を受ける取替資産については、記載を要しない。

別表十六(15)の記載要領第１号中「第52条の３」を「第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）、第42条の12の５第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）若しくは第52条の３」に、「第68条の41」を「第68条の11第５項（中小連結法人が機械等を取得した場合の準備金方式による特別償却）、第68条の15の６第５項（生産性向上設備等を取得した場合の準備金方式による特別償却）若しくは第68条の41」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

3　「積立不足額」の各欄及び「合併等特別償却準備金積立不足額　(8)－(7)　(21)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第５項若しくは第42条の12の５第５項又は第68条の11第５項若しくは第68条の15の６第５項の規定の適用を受ける減価償却資産については、記載を要しない。

別表十六(16)の記載要領第１号中「）の規定」を「）若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第54号）附則第８条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「旧令」という。）第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）の規定」に、「令第139条の４の規定」を「令第139条の４若しくは旧令第139条の４の規定」に改める。